

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第七十号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和四十三年五月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第六号様式の裏面（その八）を次のように改める。

裏面（その8）呼吸器の機能障害の状況及び所見

（該当するものを○で囲むこと。）

1 身体計測

身長  cm 体重  kg

2 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
- エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部エックス線所見（  年  月  日）

- ア 胸膜癒着 （無・軽度・中等度・高度）
- イ 気腫化 （無・軽度・中等度・高度）
- ウ 線維化 （無・軽度・中等度・高度）
- エ 不透明肺 （無・軽度・中等度・高度）
- オ 胸郭変形 （無・軽度・中等度・高度）
- カ 心・縦隔の変形 （無・軽度・中等度・高度）



4 換気機能（  年  月  日）

ア 予測肺活量 ・・ L （実測肺活量 ・・ L）

イ 1秒量 ・・ L （実測努力肺活量 ・・ L）

ウ 予測肺活量1秒率 ・・% (=  $\frac{\text{イ}}{\text{ア}} \times 100$ ) %

（アについては、下記の予測式を使用して算出してください。）

肺活量予測式（L）

男性  $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$

女性  $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

（予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。）

5 動脈血ガス（  年  月  日）

ア O<sub>2</sub> 分圧：・・ Torr

イ CO<sub>2</sub> 分圧：・・ Torr

ウ pH：・・

エ 採血より分析までに時間を必要とした場合  時間  分

オ 耳鼻血を用いた場合： 分

カ 継続して酸素吸入が必要であり、空気吸入下での検査が実施できない場合は、その理由と投与酸素量を記入すること。

理由

投与酸素量（酸素量  L / 分）

キ 労作時に SpO<sub>2</sub> の低下がある場合 SpO<sub>2</sub>  %

6 その他の臨床所見

第六号様式の裏面（その十三）中

合計点数	
------	--

	点
--	---

点	
を	
合計点数 (○で囲む。)	
	5～6点・7

	点
～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上

点	
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビ ン時間、血清総ビリルビン値)	を
	肝性脳症又は腹水の項 目を含む3項目以上に おける2点以上の有無

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定により届け出ら  
れている診断書及び意見書は、改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定により届け

出られた診断書及び意見書とみなす。

- 3 この規則の施行の際改正前の身体障害者福祉法施行細則第六号様式の裏面（その十  
三）の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の身体障害者福祉法施行細則の  
規定にかかわらず、当分の間なお使用することができる。